

告 示

埼玉県告示第十五号

令和二年埼玉県告示第千百三号で公示した公共測量は、令和三年十一月三十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕